



ICS13.030.50

Z70

## 中華人民共和國國家標準

GB16487.8—2017

GB16487.8—2005 改訂版

---

### 輸入廢棄物原料環境保護規制標準

#### — 廢電機 —

Environmental protection control standard  
for imported solid wastes as raw materials  
— Waste electric motors

2017—12—29 公布

2018—03—01 實施

國家環境保護部  
國家質量監督檢驗檢疫總局

## 目 次

前書き .....	II
1 適用範囲 .....	1
2 規範引用文献 .....	1
3 用語と定義 .....	1
4 規制基準と要求 .....	2
5 検査 .....	3

## 前書き

『中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法』『中華人民共和国放射性污染防治法』等の法令を貫徹し、廃モーターの輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入廃モーターの環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。リサイクル資源目録における廃モーターの輸入管理に適用する。

本基準の第一回目の公布は1996年、2005年に第一回目の改訂を加え、今回は第二回目の改訂である。

今回改訂した主な内容：

- 輸入廃モーターの外部照射放射線測定値に関する要求を増加。
- 危険廃棄物規制に関する要求を調整。
- 混入物規制に関する要求を厳格化。
- 検査に関する要求を改定。

本基準の実施をもって、『輸入廃棄物原料環境保護規制基準－廃モーター』（GB16487.8-2005）は廃止とする。

本基準は国家環境保護部土壤環境管理局、科技標準局が改訂する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準は2017年12月29日国家環境保護部によって承認された。

本基準は2018年3月1日から実施する。

本基準は国家環境保護部がその解釈権を持つ。

## 輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準—廃モーター

### 1 適用範囲

本基準は輸入廃モーターの環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は以下の廃モーター輸入の管理に適用する。

HS コード	固体廃棄物名称
7404000010	銅の回収を主とする廃モーター

### 2 規範引用文献

以下の文書の条項を引用し、本基準の条項とする。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

- GB 5085.1 危険廃棄物鑑別基準 腐蝕性の鑑別
- GB 5085.2 危険廃棄物鑑別基準 急性毒性の初回鑑別
- GB 5085.3 危険廃棄物鑑別基準 浸出される有害物質の鑑別
- GB 5085.4 危険廃棄物鑑別基準 可燃性の鑑別
- GB 5085.5 危険廃棄物鑑別基準 化学反応性の鑑別
- GB 5085.6 危険廃棄物鑑別基準 有害物質に対する含有量の鑑別

SN/T 0570 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程

SN/T 1791.8 輸入廃棄物原料検査検疫規程 第8部分：廃モーター

『国家危険廃棄物リスト』（環境保護部、国家発展と改革委員会、公安部令第39号）

### 3 用語と定義

以下の用語と定義を本基準に適用するものとする。

#### 3.1 混入物 Carried-waste

生成、収集、梱包及び運送の過程で輸入廃モーター内に混入したその他の物質（輸入廃モーターの梱包物及び輸送過程で使用するその他の物質を含まない）。

## 4 規制基準と要求

4.1 輸入廃モーターの放射性汚染規制は下記の要件を満たさなければならない。

- a) 廃モーター内に放射性廃棄物が混入していないこと。
- b) 廃モーター（梱包物を含む）の外部照射放射線測定値が到着港の正常な自然放射線測定値+0.25 $\mu$ Gy/hを超えないこと。
- c) 廃モーターの表面 $\alpha$ 、 $\beta$ 放射性汚染レベルが表面の300 $\text{cm}^2$ での最大レベルの平均値が $\alpha$ は0.04Bq/ $\text{cm}^2$ を、 $\beta$ は0.4Bq/ $\text{cm}^2$ を超えないこと。
- d) 廃モーター中の放射性核種の比放射能が表1の制限値より低いこと。

表1 放射性核種の比放射能制限値

核種	比放射能 (Bq/g)
$^{59}\text{Ni}$	$3 \times 10^3$
$^{60}\text{Ni}$	$3 \times 10^3$
$^{54}\text{Mn}$	0.3
$^{60}\text{Co}$	0.3
$^{65}\text{Zn}$	0.3
$^{55}\text{Fe}$	300
$^{90}\text{Sr}$	3
$^{134}\text{Cs}$	0.3
$^{137}\text{Cs}$	0.3
$^{235}\text{U}$	0.3
$^{238}\text{U}$	0.3
$^{239}\text{Pu}$	0.1
$^{241}\text{Am}$	0.3
$^{152}\text{Eu}$	0.3
$^{154}\text{Eu}$	0.3
$^{91}\text{Nb}$	0.3
成分不明の $\beta$ - $\gamma$ 混合物	0.3
成分不明の $\alpha$ 混合物	0.1

- 4.2 廃モーター内に廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬が混入していないこと。
- 4.3 廃モーターへの以下の混入物の混入は厳格に制限し、その総重量は輸入廃モーターの重量全体の 0.01% を超えてはならない。
- a) 廃モーターの表面に付着している油污れ
  - b) 密閉容器
  - c) 『国家危険廃棄物リスト』内の廃棄物
  - d) GB5085.1～GB5085.6 の鑑別基準に基づいて鑑別し、腐蝕性、毒性、可燃性、化学反応性等 1 種類或いは 1 種類以上の危険性を持つその他の危険廃棄物。
- 4.4 上述の条項に並べた廃棄物のほかに、廃モーターではその他の混入物（廃木材、古紙、廃繊維、廃ガラス、廃プラスチック、廃ゴム等の廃棄物を含む）の混入を制限し、その総重量は輸入廃モーターの重量全体の 0.5% を超えてはならない。

## 5 検査

- 5.1 本基準の検査方法は抜き取り検査とする。輸入廃棄物に対し、コンテナ積みの場合、開封検査、開披検査、開梱検査、選別検査を行う。本船積みの場合、船倉の開封検査及び到着時検査を行う。陸上運送の場合、開封検査及び到着時検査を行う。必要に応じて実験室で検測を行う（放射性核種の比放射能、危険性等を含む）。抜き取り検査の結果は貨物全体の検査結果と見なす。
- 5.2 本基準 4.1 条の検査は SN/T 0570 の規定に従って行う。
- 5.3 本基準 4.3d) 条は GB5085.1～GB5085.6 に規定された方法で検査を行う。
- 5.4 本基準におけるその他の条項の検査は SN/T 1791.8 の規定に従って行う。

（この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家標準（GB16487.8-2017）』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。）